各務原都市計画地区計画の決定(各務原市決定)

各務原都市計画 三ッ池地区 地区計画を次のように決定する。

	名 称	三ッ池地区地区計画
	位 置	各務原市鵜沼三ッ池町3丁目・5丁目の一部、各務原町
		1丁目・2丁目の一部
	面積	約47.1ha
区域の整備・	地区計画の目標	当地区は、東、西両側に住居系、南側に工業系用途の 既存市街地にはさまれた都市的土地利用への影響が強い 地区である。特に地区北部においては、東西に国道21 号線が横断しており、自動車整備工場等の沿道型商業施 設が多く、宅地化がかなり進行している。 当地区の今後は、北部幹線沿いに沿道型商業施設を、 南部は隣接する既存工業地区単位にとりこんだ工業施設 を、その他は住居系施設の配置を誘導するものとし、市 街化の進展に合わせた地区施設及び建築物に関する計画 定め、住・工施設が混在しないよう開発行為や建築行為 を適切に誘導して調和のとれた市街地の形成を図ること を目標とする。
開発		
及び保全の方針	土地利用の 方針	幹線沿いには、沿道型商業施設を中心とした土地利用 密度の高い街区を、他は、既成市街地の住区単位にとり こんだ住居系街区としての土地利用を促進する。
	地区施設の 整備の方針	地区施設については、現道を中心とした補助幹線道路 ・区画道路を適正に配置する。
	建築物等の 整備の方針	国道21号線沿いは、沿道型商業施設等を地区南側の 一画には工業系施設を配置することから、宅地を細分化 せず大型街区で土地利用を図る。その他は住居系用途と することから、日照等のスペース等が確保されたゆとり ある低密な住宅市街地が形成されるよう誘導する。

地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の 敷地面積の 最低限度	150平方メートル
	項		

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」